

# 障がい福祉瓦版

12月3日～9日は障害者週間



■問い合わせ先 市障がい児者相談支援センター ☎(37)9970

毎年12月3日から9日までの1週間は、「障害者週間」です。「障害者週間」は、広く障がい福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加することを目的としています。

## なぜ12月3日から9日までなのか

12月3日 = 「国際障害者デー」

12月9日 = 「障害者の日」

平成16（2004）年の障害者基本法の改正においてこの期間（12月3日～9日）を障害者週間とすることが定められました。



## 障がい者とは

身体障がいや知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他の心身機能の障がいがあることで、社会が作り出している壁（社会的障壁）により、余暇を楽しむ、学校で学ぶ、仕事をする、買い物をするなど、生活を送るうえでの制限を受けている18歳以上の人を指します（18歳未満は障がい児）。



パーキンソン病やALS（筋萎縮性側索硬化症）などの難病により、日常生活や社会生活に制限を受ける方も含まれます。

身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
身体の機能に障がいがある方で、内部障がいや聴覚障がいなど、見た目だけではわからない障がいも含まれます。	発達時期に脳になんらかの障がいが生じたことで、知的な遅れや社会生活への適応のしにくさがある方です。	なんらかの精神疾患により、長期にわたり「生活のしづらさ」がある方です。

## 障害者差別解消法

平成28年に施行された障害者差別解消法では、次の2つのことが定められました。

### ①不当な差別的取扱いの禁止

正当な理由もなく、障がいがあるということでサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすることを禁止しています。

#### 例

アパートやマンションを借りようとして、障がいがあることを伝えると、そのことを理由に断られた。



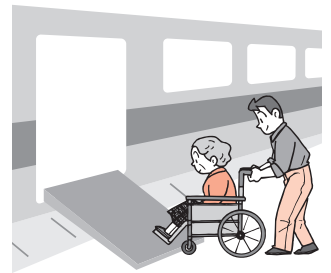
### ②合理的配慮の提供

障がいのある人から、何らかの配慮を求められた場合は、負担になり過ぎない範囲で、その困りごとや不利益をもたらす物を取り除くために、必要な配慮を行うことが求められます。

合理的配慮といっても、決して難しいことではなく、普段からできる「ちょっとした手助け」が大きな力になります。

#### 例

車いすを利用している人が乗り物に乗る手助けをする。



## 障がい福祉に関する主な相談窓口

市では「第6期下野市障がい者福祉計画」の基本理念として「障がいのある人もない人もともに生きる、共生のまちしもつけ」、「ふれあうところ かよいあうところ たすけあうところ」を掲げています。

障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で生活できるよう、悩みや疑問をいっしょに考えます。気軽にお問い合わせください。

相談機関	内容	連絡先
社会福祉課	障がい福祉サービスに関することを相談できます。	☎(32)8900 FAX(32)8601 ✉syakaifukushi@city.shimotsuke.lg.jp
市障がい児者相談支援センター	障がい者手帳の有無に関わらず、下野市にお住まいの障がいのある方や、ご家族などが気軽に相談できる窓口です。	☎・FAX(37)9970 ✉shimotsuke.soudan@topaz.plala.or.jp